

住居確保給付金『転居費用補助』のご案内

※利用には要件があります。

支給額 ※転居先が都内の場合	●次の金額を上限として、転居の実費分について支給（一部支給の場合あり）				支給方法 不動産仲介業者等への 直接振り込み（代理納付）	
	区分	1 級地*	2 級地*	3 級地*		
	1人世帯	161,100円	135,000円	122,700円		
	2人世帯	192,000円	162,000円	147,000円		
	3人世帯	209,000円	177,000円	159,600円		
※転居先の市区町村の住宅扶助基準額により上限が異なります						
支給対象 経費	原状回復費用、家財運搬費用、礼金、仲介手数料、住宅保険料、家賃債務保証料、鍵交換費用				支給対象外 経費	敷金、家賃（前家賃）、共益費、管理費等、家財や設備の購入費（風呂釜、エアコン など）

●以下 8 つの要件すべてに当てはまる方が対象となります。

住居確保給付金『転居費用補助』の支給対象要件			申請書に添付するものなど	
①	世帯員の死亡、離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること		本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、各種健康保険証、在留カード など
②	申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること		離職関係書類	世帯員が死亡、又は離職、休業等をしたことがわかる書類の写し（死亡届、離職票、解雇通知書、廃業届 など）
③	申請月において、その属する世帯の生計を主として維持していること		収入関係書類	世帯収入額が、申請月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し（給与明細書、通帳、手当に関する通知 など）
④	申請月の世帯収入額が下表の収入基準額以下であること		預貯金関係書類	収入のある世帯員全員の通帳等の写し ※ 記帳をしてから 、通帳自体をお持ちください
	区分	収入基準額（月收入）	その他	・住居確保給付金要転居証明書 ・居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）
	1人世帯	81,000 円に家賃額（上限 45,000 円）を加えた額以下		
	2人世帯	123,000 円に家賃額（上限 54,000 円）を加えた額以下		
	3人世帯	157,000 円に家賃額（上限 59,000 円）を加えた額以下		
	4人世帯	194,000 円に家賃額（上限 59,000 円）を加えた額以下	※家賃額とは共益費、管理費等を除いた額です。 ※申請される前に、現状について聞き取りをさせていただきます。（入居申込前に御相談ください。） ※申請書とともに上記添付書類を御提出いただき、受理となった後、実際の支給決定に必要な手続きを進めさせていただきます。	
⑤	申請時の世帯預貯金合計額が下表以下であること		入居 7 日以内の提出書類	・賃貸借契約書の写し（転居前後） ・住民票の写し ・領収書等
	区分	金 額		
	1人世帯	486,000 円以下		
	2人世帯	738,000 円以下		
	3人世帯	942,000 円以下		
	4人世帯以上	1,000,000 円以下		
⑥	生活困窮者家計改善支援事業を利用し、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること		まずは、お電話でお問合せください。	
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと		（問合せ先） 羽村市役所 社会福祉課 生活自立相談窓口	
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと		電 話：042-555-1111（内線 107・477） 受付時間：月曜日～金曜日 ※土日祝日、年末年始除く 午前 8 時 30 分～正午、 午後 1 時～午後 5 時	